

## 47—01 P U D T

### 審判等の費用の負担

#### 1. 無効審判に関する費用の負担の原則

特許（登録）無効審判、商標登録取消審判に関する費用の負担は、合議体が審判をもって（結論中に記載して）、職権で定める。ただし、審判が審決によらないで終了するとき（審判請求の取下げ、[特 § 133](#)③の却下など）は、審判による決定をもって定める（[特 § 169](#)①、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56](#)①、[§ 68](#)④）こととなっているが、このような場合は、請求人側の負担になるのであるから、実務上は決定を行わない。

負担の原則は、[特 § 169](#)②（[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56](#)①、[§ 68](#)④）によって準用される[民訴 § 61](#)により敗者負担と定められているが、[民訴 § 62](#)、[§ 63](#)の例外（→ 2.）が認められている。

#### 2. 無効審判に関する費用の負担の例外（勝者の負担）

(1) 勝者となった当事者の不必要な行為によって生じた費用の全部又は一部を、勝者となった当事者に負担させることができ、敗者となった当事者の行為によって生じた費用であっても、その行為が、敗者側の権利の伸長又は防御に必要なものであるときは、それを勝者となった当事者に負担させることができる（[民訴 § 62](#)）。

ア 証人尋問の結果、証人が立証を必要とした事項と全く無関係の者であることが判明した場合などには、その証人尋問に要した費用を、前記不必要な行為によって生じた費用と認めて、証人尋問を申請した当事者が勝者となった場合であっても、その者に、その費用を負担させることができる。

イ 訂正請求により特許に係る請求項のうち無効審判の対象となっている請求項が全て削除された場合には、無効審判の対象が存在しなくなり、当該無効審判が却下されるので、勝者である権利者側にその費用を負担させても良い

と考えられる。

ウ 公知の発明と同一であることを理由とする特許無効審判の請求後に、その特許発明の特許請求の範囲が、訂正審判により訂正された結果、前記無効理由が消滅した場合は、[民訴 § 62](#) 後段を適用して、勝者である被請求人に、その費用を負担させても良いと考えられる。

(2) 勝者となった当事者の責に帰すべき事由によって、審理を遅延させ、それにより余分の費用を要した場合は、その費用を勝者となった当事者に負担させることができる ([民訴 § 63](#)) 。

### 3. 無効審判における特殊な場合の費用の負担

#### (1) 一部無効

全部無効の請求に対して、一部無効の審決をするときには、審判の費用を両当事者に分担させ、その分担割合を審決で定めることができ、費用の全部を当事者の一方に負担させることもできる ([民訴 § 64](#)) (文例→[45—04](#)) 。

#### (2) 共同審判

ア この場合は、敗者となった共同当事者に、平等の割合をもって負担させるのが原則であるが、それを連帯して負担させても良く、他の方法で負担させても良い ([民訴 § 65①](#)) 。

イ 審判の請求が、甲、乙によって共同してされた場合において、甲が請求人適格を有しないものであり、乙のみによる請求を理由があるものとするときには、甲と被請求人との間に生じた費用は、甲の負担とし、その他の費用は、敗者となった被請求人の負担とする。

ウ 共同審判においても権利の伸長又は防御に必要でなかった行為によって生じた費用は、その行為をした者に負担させることができる ([民訴 § 65②](#)) 。

#### (3) 参加

参加申請に対して、当事者から反対意見があった場合には、その参加申請人と反対意見を述べた者との間において、それによって生じた費用を敗者負担の原則で負担させる ([民訴 § 66](#) 前段) 。

参加によって生じた費用の負担は、共同審判の場合と同様であり ([民訴 § 66](#) 後段)、審決をもって定めるが、参加申請の反対意見により生じた費用の負担

は、参加許否の決定に際し、その結論中に記載して定める。

#### (4) 利害関係

審判請求の利害関係について当事者間に争いがある、そのための証拠調べなどに費用を要したときには、その費用の負担は、利害関係について争った当事者のみの間において、本案審理における勝敗とは別に、その争いの勝敗により定めることができる。

#### (5) 代理人

代理権を証明することができない審判の請求についての費用は、その代理人の負担とする（[民訴 § 69②](#)、[§ 70](#)）。

（裁判例）

甲、乙、2名の共同訴訟において、甲についての代理権は証することができたが、乙についての代理権を証することができないため、その代理人が乙の負担分を負担すべきものとされた（東高判昭 33. 6. 17（昭 32（行ナ）12号））。

### 4. 拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判、訂正審判等に関する費用の負担

拒絶査定不服審判、意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判、訂正審判に関する費用は請求人の負担であり（[特 § 169③](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）、特許異議の申立て、商標登録異議の申立てに関する費用は、異議についての決定の結論にかかわらず、申立人の負担と定められている（[特 § 120 の 8①](#)、[商 § 43 の 15①](#)→[特 § 169③](#)）。

また、それらの請求、申立てが共同でされた場合は、各請求人、申立人が平等の割合で負担する（[特 § 169④](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）。

### 5. 判定に関する費用の負担

判定に関する費用の負担については、何も規定がないが、各当事者が支出した費用は、その当事者の負担とし、判定の結論には、費用の負担については判断を示さない。

（改訂 H27. 2）

（訂正 R7. 3）

## 47—02 P U D T

### 審判の費用の額の決定

#### 1. 一般事項

(1) 審判に関する費用の額は、請求により特許庁長官が決定する（[特 § 169⑤](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）。

その額の決定をする前に、相手方に対し、費用計算書及び費用額の疎明に必要な書面並びに請求人の費用計算書の記載内容についての陳述を記載した書面を一定の期間内に提出すべき旨を催告しなければならない。ただし、相手方のみが審判に関する費用を負担する場合であって、記録上、費用負担額が明らかなきときは、催告をするには及ばない（[特施規 § 50 の 8①](#)）。

(2) 請求は、当該審決又は参加許否の決定の確定後であって、その審判記録が保存されている期間内にしなければならない。

(3) 審判の費用の額の決定を請求する者は、様式 1 による審判費用額決定請求書に様式 2 による費用計算書及び費用の額の疎明に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない（[特施規 § 50 の 7](#)、[民訴規 § 24②](#)）。

(4) 請求があったときは、審判書記官がその事務を行う。

#### 2. 請求書の方式審査

請求があったときは、その事件の記録を工業所有権情報・研修館から借り受け、請求書の必要的記載事項につき、記録との照合を行い、不備の有無を審査して、不備があるときは次の区分に従い却下理由通知又は補正命令の手続をする。

(1) 費用の負担につき、審決の結論と請求書における申立てとの照合不一致のものは、審決の結論と一致させるよう補正を命じる。

(2) 請求人及び相手方の住所及び氏名

不備があるものについては、補正を命じる。

(3) 代理人があるときは、その委任状

委任状（ただし、当該事件について授權があるものを除く。）のないものは、補正を命じる。

(4) 費用計算書につき、相手方の数に相当する部数の副本の提出の有無  
部数不足のときは、補正を命じる。

(5) 費用計算書の請求項目が費用の範囲（→[47—03](#)）を越え、又は請求価額が所定の額を超えるときは、補正を命じる。

(6) 事件の確定の有無

事件が係属中のときは、却下理由を通知し手続却下する。

### 3. 催告書の作成、送達

(1) 請求書の方式が完備したときは、様式3による催告書を作成し、決裁を得た上、請求書計算書及び費用額を疎明する書面の各副本を添えて相手方に送達し、事情を考慮して適宜期間を指定して意見書提出の機会を与える。ただし、相手方のみが審判に関する費用を負担する場合において、記録上請求人の審判に関する費用についての負担の額が明らかなきとき（例えば、商標登録取消審判における手数料のみの請求など）は、この限りでない（[特 § 169](#)②、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56](#)①、[§ 68](#)④、民訴規 § 25①）。

(2) 催告に対し相手方が意見を提出したときは、その副本を請求人に送達したのち、請求人の費用計算書及び相手方の意見書を基礎として審判の費用を計算し、相手方が意見書を提出しないときは、請求人の費用計算書のみを基礎として計算し、決定する（[特 § 169](#)②、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56](#)①、[§ 68](#)④、民訴規 § 25②、[特施規 § 50 の 8](#)）。

### 4. 審判の費用の額の決定

費用の額が決定したときは、様式4による審判の費用の額の決定書を作成し、決裁を得たのち、その謄本は割印して認証の上、当事者に送達する。

（改訂 R2.12）

## 様式 1

## 審判費用額決定請求書

(令和〇〇年〇〇月〇〇日)

特許庁長官 殿

## 1. 審判の番号

無効20〇〇-800〇〇〇

## 2. 請求人（審判請求人）

住所

名称

## 3. 代理人

住所

氏名

## 4. 被請求人（審判被請求人）

住所

名称

## 5. 請求の趣旨

上記審判事件について、〇〇年〇〇月〇〇日付け審決があったので、審判費用計算書のと通りの費用額の決定を求める。

## 6. 添付書類の目録

(1) 審判費用計算書	通
(2) 費用額を疎明する書面	通
(3) 審決書謄本の写し	通
(4) 審判費用額決定請求書副本	通
(5) 委任状	通

様式 2

## 審判費用計算書

事件の表示

無効 2000—800000

請求額 56,500円

(内訳)

- |    |   |         |
|----|---|---------|
| 1. | 審判請求書貼付印紙代 (審判手数料)                            | 55,000円 |
| 2. | 審判請求書その他の書類の作成及び提出費用<br>(基本額 + 加算額 + 加算額) × ○ | 1,500円  |

様式 3

## 催 告 書

令和 年 月 日

相手方（審判（被）請求人）

○○○○○○○○

殿

特 許 庁 長 官

無効 2 0 〇 〇 - 8 0 0 〇 〇 〇

請求人（審判（被）請求人）

住 所

氏 名

請求人代理人弁理士

住 所

氏 名

相手方（審判（被）請求人）

住 所

氏 名

上記事件に関し、審判（被）請求人から審判の費用の額の決定を求める申立があり、別紙計算書を提出されましたので、この催告書発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

なお、期間内に意見書を提出されないときは、請求人（審判（被）請求人）が提出した資料のみを基礎として決定をすることがありますので、あらかじめご承知おきください。

以 上

---

この催告に関するお問い合わせがございましたら下記までご連絡ください。

特許庁審判部審判課特許侵害業務室 ○○ ○○

電話 03(3581)1101 内線 xxxx

## 様式 4

無効 2000-800000

## 審判の費用の額の決定

請求人（審判（被）請求人）

住 所  
氏 名

請求人代理人

住 所  
氏 名

相手方（審判（被）請求人）

住 所  
氏 名

請求人から、審判の費用の額の決定の請求があったので、請求を相当と認め、次のとおり決定する。

## 主 文

令和〇〇年〇〇月〇〇日の審決によって相手方が負担すべき審判の費用の額は、別紙計算書のとおり、〇〇, 〇〇〇円と決定する。

（行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、特許庁長官に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1及び2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇特許〇  
令和 年 月 日

特 許 庁 長 官 氏 名 印

この決定に関するお問い合わせがございましたら下記までご連絡ください。  
特許庁審判部審判課特許侵害業務室 〇〇 〇〇  
電話 03(3581)1101 内線 xxxx

(改訂 R5. 12)

## 47—03 P U D T

### 審判の費用の範囲と計算

#### 1. 審判費用の範囲

審判に関する費用の範囲は、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（以下、この節 [47—03](#) において「民訴費法」という。）中、これに関する規定（第二章第一節及び第三節に定める部分を除く。）の例による（[特 § 169](#) ⑥、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56](#)①、[§ 68](#)④）。

審判の費用として計算される項目は以下のとおりである。

- (1) 審判請求書その他の書類の作成及び提出の費用
- (2) 翻訳料
- (3) 審判手数料
- (4) 期日に出頭した当事者及び代理人の日当、旅費、宿泊費
- (5) 証人、鑑定人、通訳人、及び[民訴 § 218](#)②に定める鑑定書の説明者の日当、旅費、宿泊費
- (6) 鑑定料、通訳料
- (7) 実地検証のための審判官及び審判書記官の旅費、宿泊費
- (8) 証拠保全に要した費用
- (9) [特 § 13](#)（[実 § 2](#)の5②、[意 § 68](#)②、[商 § 77](#)②）により、審判長が弁理士に代理を命じたときの報酬
- (10) その他

なお、(6)、(7)、(8)、(9)、については、その概算額を証拠調申出人に予納させる（[特 § 169](#)⑥、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56](#)①、[§ 68](#)④、[民訴費法 § 12](#)）。

#### 2. 審判費用の計算

審判の費用は、審判費用の額の決定の請求があった事件の審判記録、請求人の費用計算書及び相手方の意見書を照合、調整し、費用の範囲内の項目（→ 1.）

につき民訴費法、及び民事訴訟費用等に関する規則（以下、この節 [47—03](#) において「民訴費則」という。）に定める基準に従い、以下の手続によって計算する。その価額は、費用支出当時の価額による。

- (1) 審判記録に基づき、請求人が支出した個々の費用の項目及びその額を調査、計算する。
- (2) 請求人が提出した費用計算書の費用の項目及びその額を(1)の計算と照合して、項目違い、計算違いがあるときは、補正を命じる。
- (3) 相手方に催告書を発して、意見書が提出された場合は、その意見書を請求人の費用計算書と照合し、理由ありと認められる事項については、相手方の意見書に基づいて請求人の費用計算を訂正する。
- (4) 以上の手続により、請求人の費用計算書の各項目及び額が適正なものとなったときは、その総計額を求めて、費用額を決定する。ただし、この総計額は、請求人の請求額を超える額であってはならない。

### 3. 留意事項

- (1) 官庁等から書類の交付を受けるために要する費用については、民訴費法第2条第7号に規定されているところ、書証として利用するため官庁等から書類（例えば、所有権を立証するための登記簿謄本や相続を立証するための戸籍謄本等など）の交付を受ける場合の手数料は本号の適用を受けず、訴訟費用には含まれないと解されている。

そのため、特許原簿謄本は、通常は書証として利用するために官庁から交付を受けたものであり、その交付の手数料については、本号の適用を受けず、審判費用には含まれない。

（参考：「民事実務講義案Ⅱ（三訂版）137頁（第3章訴訟費用 第5訴訟費用額確定手続 4(3)ウ(i) d）」）

- (2) 当事者等の旅費の計算方法における最短距離については、民訴費法第2条第4号の規定に準じて算出することとし、出頭地が特許庁の場合は東京簡易裁判所、巡回審判の場合は巡回審判の地の管轄の簡易裁判所を基準とする。

代理人の旅費についても同様とする。

- (3) 審判請求書その他の書類の作成及び提出の費用については民訴費則で定め

られた以下の計算方法により算出する。

「{基本額①+（訴訟、準備書面等の通数に基づく加算②）+（書証の写しの通数に基づく加算③）} ×送付すべき相手方の数を5で除して得た数④」

（別表参照）

民訴費則によると、最終的には「相手方数」を加味した額の算出が行われることとなるから、対象となる書面は基本的に相手方に送付される書面であると考えられる。してみると、特許庁における審判請求書その他の書類の作成及び提出の費用の額の算出にあたっては、基本的に相手方に送達、送付されるものを対象とすべきである。

したがって、当該民訴費則における訴状、準備書面等に対応するものとしては、審判請求書、答弁書など相手方に送達、送付される書面が挙げられ、同様に、当該民訴費則における書証に対応するものとしては、前述の審判請求書、答弁書など相手方に送達、送付される書面に添付された甲第1号証などの書証（参考資料であっても、相手方に送達される書証は全て含む）が挙げられる。

また、相手方数の計算に際しては、特施規第50条の4において審理用副本1通の提出を求めていることから、送付すべき相手方の数に+1（特許庁分）をするのが妥当である。

## 別 表

①基本額		1, 500円
②請求書等	書面の通数が5を超えるときは、その超える通数15までごと	1, 000円
③書証の写し	書面の通数が15を超えるときは、その超える通数50までごと	1, 000円
④相手方数	送付すべき相手方の数を5で除して得た数(1未満の端数を生じたときは、1に切り上げ)	

(具体例)

例えば、請求書等を4通、書証の写しを20通提出し、請求書等を送付すべき相手方の数が2であった場合には、次のとおり、書類の作成及び提出の費用を算出することになる。

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & & & & *(2+1)/5=0.6 \text{ 切り上げて } 1 \\
 (1, 500\text{円} + & & 0\text{円} + & 1, 000\text{円}) \times 1* = & 2, 500\text{円} \\
 \uparrow & & \uparrow & \uparrow & \uparrow \\
 \text{基本額①} & & \text{通数加算②} & \text{通数加算③} & \text{相手方数④}
 \end{array}$$

(改訂 R5.12)